

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 平成四年宮城県告示第五百四十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正
(職員厚生課) 一
- 平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部改正
(同) 二
- 公印の新調
(県政情報・文書課) 二
- 公印の改刻
(同) 二
- 平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正
(情報政策課) 二
- 産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請
(循環型社会推進課) 三
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
(障害福祉課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(同) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出
(同) 三
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の取納事務の委託
(農林水産経営支援課) 四
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託
(同) 四
- 農業改良資金に係る償還金の取納事務の委託
(同) 四
- 保安林の指定の解除の予定
(森林整備課) 四
- 保安林の指定の解除の予定
(同) 五
- 保安林の指定の解除の予定
(同) 五
- 保安林の指定の解除の予定
(同) 五
- 公有水面埋立ての免許
(水産業基盤整備課) 六

告 示

- 都市計画決定の図書の写しの縦覧
(都市計画課) 六
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)
(同) 七
- 土地改良区の定款変更の認可
(北部地方振興事務所) 七
- 開発行為に関する工事の完了
(建築宅地課) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
(教育庁特別支援教育課) 八
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正
(選挙管理委員会) 一〇

○宮城県告示第四百二十五号
平成四年宮城県告示第五百四十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年四月十三日

表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円

五十五歳以上六十歳未満	六、三三三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

○宮城県告示第四百二十六号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩


表常時介護を要する状態の項中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に、「五万七千七百十円」を「五万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

○宮城県告示第四百二十七号

次のとおり公印を新調した。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



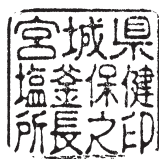
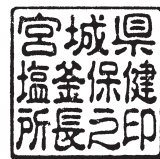
名称	宮城県防災ヘリコプター管理事務所現金取扱員之印	種類	現金取扱	用途	地方機関用	印影		使用開始年月日	平成三十年四月一日
----	-------------------------	----	------	----	-------	----	---	---------	-----------

○宮城県告示第四百二十八号

次のとおり公印を改刻した。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影		使用開始年月日
宮城県仙台保健福祉事務所長之印	地方機関	一般文書用	旧	新	平成三十年四月一日
					
宮城県塩釜保健所長之印	地方機関	一般文書用	旧	新	平成三十年四月一日
					

○宮城県告示第四百二十九号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十三日から施行する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 6中「第五十三条第三十八項及び第三十九項」を「第五十三条第四十項及び第四十一項」に改める。

○宮城県告示第四百三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社山輝

2 所在地 宮城県名取市高館川上字小佐治八十三番地

3 代表者の氏名 代表取締役 山口 健一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字新南長沼三十番七

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

第七号第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

平成三十年三月二十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 平成三十年四月十三日から平成三十年五月十四日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成三十年五月二十四日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第四百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇五〇〇三五〇	保育所等訪問支援 オレンジ 気仙沼市東新城二 五―四	保育所等訪問支援	特定非営利活動法人 ネットワーク ジョークオレン	平成三十年四月一日

○宮城県告示第四百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の規定により告示する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一三一〇〇二二五	結の郷わくや 遠田郡涌谷町涌谷字 新下町浦百八十八	生活介護	社会福祉法人 共生の森	平成三十年四月一日

○宮城県告示第四百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年四月十三日

事業所番号	〇四一三二〇〇〇九〇	事業所の名称及び所在地	社会福祉法人共生の森生活介護事業所 遠田郡浦谷町浦谷字築道西一―一二	廃止する指定障害福祉サービスの種類	社会福祉法人 共生の森	設置者名	平成三十年三月三十一日
〇四一五〇〇三三三	ケアステーションあゆみ介護 大崎市古川駅東二丁目十二番十八	同行援護	公益財団法人 宮城厚生協会	平成三十年三月三十一日	宮城中央森林組合	廃止年月日	

○宮城県告示第四百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。

平成三十年四月十三日

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七
宮城県漁業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。

平成三十年四月十三日

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地
柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一
伊具郡丸森町字田町南一番地の一
白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六
黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三
仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一

仙南中央森林組合
川崎町森林組合
丸森町森林組合
白石蔵王森林組合
黒川森林組合
宮城中央森林組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

栗原市栗駒桜田街道西十一番地九十九

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米市東和町米川字小田百十番地の一

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

気仙沼市本吉町坊の倉八番地一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。

平成三十年四月十三日

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三
栗原市志波姫堀口見渡二番地一
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ仙南農業協同組合
栗つこ農業協同組合
みやぎ登米農業協同組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年四月十三日

解除予定保安林の所在場所
本吉郡南三陸町志津川字権現八三の八、九二の四、九二の五

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎森林組合

栗駒高原森林組合

登米町森林組合

東和町森林組合

津山町森林組合

本吉町森林組合

気仙沼市森林組合

南三陸森林組合

石巻地区森林組合

宮城県森林組合連合会

宮城県木材協同組合

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月十三日

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十三日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市田代浜字萱場野一の一、一の四から一の七まで、字サカミ山三六の一から三六の五まで、

三六の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市田代浜字萱場野一の一から一の七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、字サカミ山三六の一・三六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五、三六の二、三六の一

三六の二、三六の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サカミ山一五、三六の一から三六の三まで、三六の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市山下町一丁目七の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成三十年四月六日

二 免許を受けた者の名称

気仙沼市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種石浜（唐桑）漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三三番地及び馬場二六六番地一に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）における公有水面と突堤との境界線

①の地点 一級基準点H二三一六（北緯三八度五四分五五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒）から一六三度〇二分一九秒七五二・二九メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四三秒 三七・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 七・二二メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一〇七度〇四分〇一秒 五・三三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 八八度〇三分四六秒 二八・四八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三四度一八分四二秒 六・三〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 七三度五五分四五秒 〇・〇八メートルの地点

(三) 面積

四九〇・八九平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種石浜（唐桑）漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三三番地、二〇〇番地七、馬場一三番地二、二六六番地一、二六六番地四、二六六番地七及び二六六番地八の地内並びに明戸三三三番地、馬場二六六番地一及び二六六番地四に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 一級基準点H二三一六（北緯三八度五四分五五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒）から一六一度五三分四一秒七一九・三二メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四九秒 九六・五七メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 八〇・六九メートルの地点

④の地点 ③の地点から 七三度四二分四九秒 三〇・七六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三三度五〇分一七秒 二六・四二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 七三度四二分四九秒 九・八二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 一三一度一三分一六秒 六・四八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 五五度〇二分二七秒 一二・一七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 二八度一七分〇六秒 五・六四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 七三度四二分四九秒 一六・七四メートルの地点

(三) 面積

六、八五六・二二平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第四百四十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地区画整理事業

2 名称 松崎片浜地区被災市街地復興土地区画整理事業
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十二号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画公園

2 名称 二・二・十六号片浜公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十三号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 新太子堂地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十四号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 落合地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十五号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 大和インター周辺地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十六号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年四月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年四月十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 川 名 一 彦

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城郡利府町森郷字一里塚十七番、十八番一、十九番二、十九番三、十九番四、二十番一
塩竈市杉の入四丁目三番八号
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
社会福祉法人 嶋福祉会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 宮城県立古川支援学校仮設校舎賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。
 - 3 履行期間 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県立古川支援学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
 - 1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に記載されていること。
 - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記

入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番
 一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成三十年四月二十六日（木）午後五時までに提出す
 ること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子調達（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては
 認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ
 れるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続
 きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約におけ
 る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
 あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び
 に問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育課企画管理班

（担当 佐々木 大輔 電話〇二二二二二一三七一四）

3 入札説明書及び設計図書書の交付

(一) 入札に参加しようとする者は、平成三十年五月七日（月）午後五時十五分までに交付を受け
 ること。

(二) 郵送による交付を希望する場合は、平成三十年四月二十五日（水）までに2あて申し出るこ
 と。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システムにより入札に参加
 しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年五月十五日（火）から平成三
 十年五月十七日（木）までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加
 資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明
 書に定めるところにより平成三十年五月十五日（火）から平成三十年五月十七日（木）までの
 間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年五月二十一日（月）午前九時から平成三十年五月二十二日（火）午後
 五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 5(一)に同じ

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。
 ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成三十年五月二十三日（水）午前十時

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九
 十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二
 条並びに財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
 者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する
 消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
 た金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか
 免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に
 記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

- 7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 8 詳細は入札説明書による。
- 六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service Required : Lease of a temporary school building for Miyagi Prefectural Furukawa Special Needs School (1 set)
- 2 Planned Period of Contract : From April 1, 2019 to March 31, 2022 (36 months)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Furukawa Special Needs School (87 Kumano, Higawa Furukawa, Osaki, Miyagi)
- 4 Deadline for Bid : May 22, 2018 (Tues), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Daisuke Sasaki, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan
Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

本吉大谷西コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

市民福祉センター（やすらぎ）

同 市錦町一丁目二番一号